

平成十三年十月十一日付け広島県報（定期）第七十七号に登載の広島県告示第八百九十二号（昭和四十六年広島県告示第千百五号（農業振興地域の指定）の一部を変更する告示）の一部を次のように訂正する。

農林水産局農業技術課長

五	ページ
上	段
尾道市の項の九 尾道市の項の五 尾道市の項の二	行
第千七百十三号	誤
第千七十二号	正